

住民訴訟の経過について（報告）

呉市長が被告となっている訴訟の判決の言渡しが平成28年2月24日に広島地方裁判所において行われ、原告の請求は却下又は棄却されました。

1 事件の概要

原告は、呉市が訴外A氏に売却した呉市豊町久比字浜ノ崎183番34及び呉市豊町久比字浜ノ崎183番35の土地（以下「本件土地」といいます。）について、平成25年10月4日付けの最高裁判所の決定により確定した広島高等裁判所の判決において、呉市長が訴外A氏に対して本件土地の明渡しを請求しないことが違法であると確認されているにもかかわらず、呉市長が訴外A氏から本件土地の明渡しを受けていないことが違法であることの確認、呉市長が本件土地を訴外A氏が明け渡さないことに起因する賃料相当額の不当利得の返還又は損害賠償を訴外A氏に請求することなどを求めて、平成27年6月1日付けで本訴訟を提起したものです。

なお、原告は、平成27年3月2日付けで呉市監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、本件について住民監査請求を行いました。

呉市監査委員は、同年4月30日付けで原告に監査結果を通知しましたが、原告は当該監査結果に不服があるとして、地方自治法第242条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づき、本訴訟を提起し、4回の期日を経て、判決の言渡しが行われました。

- (1) 事件番号等 平成27年（行ウ）第13号財産の管理を怠る事実の違法確認等請求事件
- (2) 管轄裁判所 広島地方裁判所
- (3) 提訴年月日 平成27年6月1日
- (4) 原告 山下 幸雄（呉市豊町久比1349番地）

2 判決主文

- (1) 原告の訴えのうち、別紙却下目録記載1ないし5の訴えをいずれも却下する。
- (2) 原告のその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は原告の負担とする。

3 判決の要旨

広島地方裁判所は、原告の各請求について次のように判断しました。

- (1) 「呉市長は、呉市が売却した本件土地の売買代金について明らかにせよとの請求」に係る訴えなど、住民訴訟において請求できないものについては、不適法であるから却下する。
- (2) 「呉市長が、広島高等裁判所平成24年（行コ）第11号事件の判決

(呉市長が訴外A氏に対し、本件土地の明渡しを請求しないことが違法であることを確認する。)に従った履行をしないことが違法であることを確認する旨の請求」に係る訴えについては、呉市が、訴外A氏に対して本件土地の明渡しを求めて調停を申し立てたから、財産の管理を怠る事実はなく不適法であるから却下する。

- (3) 「呉市長は、訴外A氏に対し、平成22年6月1日又は平成26年4月1日から本件土地の明渡済みまで1か月15万円の割合による金員の支払を請求せよとの請求」に係る訴えのうち、呉市は、訴外A氏に対して呉市と訴外A氏との間において成立した調停条項で、本件土地の使用料相当額の支払を請求しているから、当該支払請求に係る本件土地の使用料相当額の支払を請求するよう求める部分は、財産の管理を怠る事実はなく不適法であるから却下する。

また、調停の成立により、当該支払請求の範囲を超える本件土地の使用料相当額の支払を請求するよう求める部分は、呉市長が訴外A氏に対して請求しないことが違法であると認める余地はなく棄却する。

4 今後の対応

原告が、この判決を不服として控訴状を広島地方裁判所に提出した場合は、これに応訴する予定です。